



新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業された皆様へ



## 生活福祉資金特例貸付のご案内

(緊急小口資金・総合支援資金・総合支援資金(再貸付))

～ 一時的に必要な生活費をお貸しします ～

### 休業等された方向け (緊急小口資金)

- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ※生活保護世帯は対象外
- **貸付限度額** ※本資金の貸付は、10万円単位とする  
原則として、一世帯につき一回10万円。  
ただし、以下の場合は、一世帯につき20万円。
  - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
  - (2) 世帯員に要介護者がいる場合
  - (3) 世帯員が4人以上いる場合
  - (4) 世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
    - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
    - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
  - (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - (6) 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合
- **据置期間** 貸付の日から1年以内
- **償還期限** 据置期間経過後2年以内
- **貸付利子・保証人** 無利子・不要

### 失業等された方向け (総合支援資金・総合支援資金(再貸付))

- **貸付対象** 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 (その他一定の条件あり)  
※生活保護世帯は対象外
- **貸付限度額** (1) 2人以上：月20万円以内  
(2) 単身：月15万円以内  
貸付期間：原則3か月以内 (分割交付 1か月ごと)
- **据置期間** 貸付の日から1年以内
- **償還期限** 据置期間経過後10年以内
- **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※総合支援資金(再貸付)の詳細については、別紙「総合支援資金(再貸付)」のご案内をご確認ください

### 貸付金の交付

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮することとなっています。

## 申込に必要なもの

- 共通に必要な書類
  - ・減収や失業等の状況が確認できるもの（給与明細，通帳，離職票，廃業届 等）
  - ・振込可能な申込者本人名義の預金通帳，キャッシュカード・印鑑
- 緊急小口資金
  - ・本人確認書類（運転免許証，健康保険証，住民票，障害者手帳等） 等
- 総合支援資金
  - ・住民票（世帯全員分）/本人確認書類（運転免許証，健康保険証，障害者手帳等） 等
  - ※既に緊急小口資金特例貸付を利用している場合は，「緊急小口資金特例貸付決定通知書」の写し
  - ※自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが要件となります。
  - ※申込にあたり，複数回面談させていただく場合があります。また，必要に応じて追加の書類を求める場合がありますので，ご了承ください。

- ◆ **受付期間：【総合支援資金（再貸付）】** **令和3年12月末まで受付**  
：**【緊急小口資金・総合支援資金】** **令和4年3月末まで受付**

※総合支援資金の延長貸付は，令和3年6月末をもって受付を終了しました。

- ◆ **相談・申込受付時間：午前9時～午後4時（土曜，日曜，祝日は除く）**

※受付終了時間を過ぎてお越しの場合，受付できませんので，ご注意ください。

- ◆ **相談受付窓口（市区町社会福祉協議会）**

具体的な内容や相談は，住所を有する市区町社会福祉協議会にお問合せください。

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
中区	082-249-3114	呉市	0823-25-0266	廿日市市	0829-20-4080
東区	082-263-8443	竹原市	0846-22-5131	安芸高田市	0826-47-1131
南区	082-251-0525	三原市	0848-63-0570	江田島市	0823-27-7770
西区	082-294-0104	尾道市	0848-21-0322	府中町	082-285-7278
安佐南区	082-831-5011	福山市	090-2803-1331	海田町	082-820-0294
安佐北区	082-814-0811		090-4101-1332	熊野町	082-855-2855
安芸区	082-821-2501		090-4103-1333	坂町	082-885-2611
佐伯区	082-921-3113	府中市	0847-47-1294	安芸太田町	0826-32-2226
広島市 受付センター 【緊急小口資金のみ】	080-3898-4474	三次市	0824-63-8975	北広島町	0826-82-2680
	080-9137-8321	庄原市	0824-72-7120	大崎上島町	0846-62-1718
		大竹市	0827-52-2211	世羅町	0847-22-3162
		東広島市	082-420-0410	神石高原町	0847-85-2330

※広島市にお住まいの方は，各区社会福祉協議会が受付窓口です。

※各会場，駐車台数に限りがありますので，できるだけ公共交通機関でお越しください。

※お問い合わせ等は，各市区町社会福祉協議会にお願いします。

詳しくは，広島県社会福祉協議会のホームページでご確認ください。

実施主体：社会福祉法人広島県社会福祉協議会 /生活支援課（特例貸付等資金管理担当）

連絡先：〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 TEL：082-567-4836

◆償還・免除に関するお問い合わせ TEL：082-236-8272

